【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（検査職員の証票携帯）

**第百九十条**　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五、第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第六十条の十一（第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百七十七条第二号、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

２　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【平成20年6月13日 法律第65号】

（改正後）

（検査職員の証票携帯）

**第百九十条**　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五、第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第六十条の十一（第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百七十七条第二号、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

２　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改正前）

（検査職員の証票携帯）

**第百九十条**　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一（第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百七十七条第二号、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

２　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】

（改正後）

（検査職員の証票携帯）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一（第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百七十七条第二号、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

２　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改正前）

（検査職員の証票携帯）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百七十七条第二号、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

２　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（検査職員の証票携帯）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百七十七条第二号、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

２　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改正前）

（新設）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百七十七条第二号、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百七十七条第二号、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改正前）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改正前）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百五十四条、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百五十四条、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改正前）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改正前）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改正前）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十第一項、第五十五条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】

（改正後）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十第一項、第五十五条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改正前）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改正前）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】

（改正後）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改正前）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第百九十条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

②　前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改正前）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

【平成3年10月5日 法律第96号】

（改正後）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

（改正前）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第六項（同条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】

（改正後）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条　において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第六項（同条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

（改正前）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十五条の二第六項（同条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十五条の二第六項（同条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

（改正前）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十五条の二第五項、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】

（改正後）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十五条の二第五項、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

（改正前）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】

（改正後）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

（改正前）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三、第百八十三条第四号又は前条第二項の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

【昭和46年3月3日 法律第4号】

（改正後）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三、第百八十三条第四号又は前条第二項の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

（改正前）

第百八十五条　第二十六条、第五十五条、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三、第百八十三条第四号又は前条第二項の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

第百八十五条　第二十六条、第五十五条、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三、第百八十三条第四号又は前条第二項の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

（改正前）

第百八十五条　第二十六条、第五十五条、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は前条第二項の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第百八十五条　第二十六条、第五十五条、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は前条第二項の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

（改正前）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十五条、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は前条第二項の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十五条、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は前条第二項の規定により、当該職員をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該職員は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

（改正前）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十五条、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は前条第二項の規定により、当該官吏をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該官吏は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第百八十五条　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十五条、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は前条第二項の規定により、当該官吏をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該官吏は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

（改正前）

第百八十五条　第二十六条、第五十条第二項、第五十五条、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は前条第二項の規定により、当該官吏をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該官吏は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百八十五条　第二十六条、第五十条第二項、第五十五条、第七十六条（第七十九条において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は前条第二項の規定により、当該官吏をして検査させる場合において、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

②　当該官吏は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。